

## 令和元年清瀬市議会第3回定例会

### 報 告

番 号	件 名	概 要	議決日 結 果
報 告 第 2 号	清瀬都市開発株式会社の経営状況について	<p>市が出資している清瀬都市開発株式会社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 資産合計並びに負債及び純資産合計 3,680,549,246円</p> <p>2 当期純利益 44,954,738円</p>	9月26日 了 承
報 告 第 3 号	平成30年度財政健全化判断比率等の報告について	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項に基づき、平成30年度の清瀬市における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を取りまとめた「健全化判断比率」並びに下水道事業会計に係る「資金不足比率」を議会に報告するものです。</p>	9月26日 了 承
報 告 第 4 号	平成30年度清瀬市土地開発公社歳入歳出決算	<p>市が出資している清瀬市土地開発公社の経営状況を説明するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により平成30年度の歳入歳出決算を議会に提出するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 収入総額 522,479,239円</p> <p>2 支出総額 516,824,490円</p> <p>3 収入支出差引額 5,654,749円</p>	9月26日 了 承
報 告 第 5 号	委任専決事項の報告について	<p>平成31年4月16日頃、東村山市秋津町二丁目先において当市職員が庁用車を東村山市立第六中学校際で方向変換させたところ、運転操作を誤って同校に設置されているフェンスに衝突させ、フェンスを破損させてしまった。</p> <p>この破損に対する損害を賠償して和解するため、専決処分したものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和元年第7号</p> <p>2 専決処分日 令和元年8月2日</p> <p>3 相手方 東京都東村山市本町一丁目</p>	9月26日 了 承

		2 番地 3 東村山市長 渡 部 尚	
		4 専決処分額 259,200円	